

高齢者自立支援日常生活用具別表

種目	対象者	性能等	基準額
入浴補助用具	介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護・要支援認定」という。）に該当しない旨の通知を受けた者で、次の各号にすべてに該当する者 ア 入浴動作に支障がある者 イ 入浴補助用具を使用することにより、安全に入浴することができる者	座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能なものであること。	20,000 円
T字杖	歩行に支障がある者で、T字杖を使用することにより、歩行の安全が図ることができる者。ただし、要介護・要支援認定の結果、要介護2から要介護5までの認定を受けている者は対象外とする。	次の各号にすべて該当する性能を有するものであること。 ア 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。	5,000 円
シルバーカー	歩行に支障がある者で、シルバーカーを使用することにより、歩行の安全が図れる者。ただし、要介護・要支援認定の結果、要介護3から要介護5までの認定を受けている者は対象外とする。	イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助等の目的に適合するものであること。	24,000 円
電磁調理器	認知症又はもの忘れ等がある者で、次の各号にいずれかに該当する世帯に属する者 (1) ひとりぐらし又は65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 同居者の就労等の理由により、常時6時間以上65歳以上の高齢者のみの世帯となる日が週3日以上となる世帯 (3) 同居者の疾病、ねたきり、施設への入所等の理由により実質的に65歳以上の高齢者のみで構成される世帯	炎を生じさせず電磁作用によって鍋等を発熱させる調理器で、卓上型かつ加熱式のコンロ部分が二口以下であること。	20,000 円